

# 運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和5年3月17日～7月27日)

令和5年7月27日  
福井県防災安全部  
原子力安全対策課

## 1. 運転・建設状況の概要

[添付-1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、県内発電所3基が定期検査を実施している。

### (1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所2号機：第18回定期検査（平成23年8月29日～）
- ・高浜発電所1号機：第27回定期検査（平成23年1月10日～）
- ・高浜発電所2号機：第27回定期検査（平成23年11月25日～）

## 2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所1号機  
第5回定期事業者検査を実施中（令和4年11月7日～）
- ・美浜発電所1、2号機  
タービン建屋内等の2次系設備、原子炉補助建屋内等の原子炉周辺設備の解体撤去作業を実施中
- ・大飯発電所1、2号機  
第2回定期事業者検査を実施中（1号機 令和4年7月6日～）  
タービン建屋内等の2次系設備の解体撤去作業を実施中  
原子炉容器等の残存放射能調査を実施中
- ・高速増殖原型炉もんじゅ  
第3回定期事業者検査を実施中（令和4年12月13日～）  
原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中  
水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業を実施中
- ・新型転換炉原型炉ふげん  
第3回定期事業者検査を実施（令和4年10月3日～令和5年3月24日）  
原子炉建屋内および原子炉補助建屋内の機器等の解体撤去作業を実施中

### 3. 特記事項

#### (1) 発電用原子炉施設に係る新規制基準への対応等について

日本原電および関西電力は、平成 25 年 7 月の新規制基準施行以降、原子力規制委員会に対し、県内の原子力発電所 8 基<sup>\*1</sup>の基準適合性に係る申請<sup>\*2</sup>を行い、これまで敦賀発電所 2 号機を除く 7 基の審査が終了している。

\*1：敦賀発電所 2 号機、美浜発電所 3 号機、大飯発電所 3、4 号機、高浜発電所 1～4 号機

\*2：原子炉設置変更許可（設備や体制等の基本設計・方針等の審査）、工事計画認可（原子炉施設の詳細設計の審査）、保安規定変更認可（運転管理、手順、体制等の審査）

（敦賀発電所 2 号機の審査状況について）

（資料 3-1 p.68、71）

日本原電は、昨年 10 月から再開された審査会合に対応しながら審査資料の作成を進めていたところ、新たな誤り（薄片試料の作製位置の誤り等）を 8 件確認したことから令和 5 年 3 月 17 日の審査会合において、それらの概要と今後の対応について説明した。

原子力規制委員会は、4 月 5 日に原子力規制庁から、審査資料の誤りを巡る経緯を踏まえ、今後の審査を進めるためには設置変更許可申請書として申請内容を適正化させる必要があること等の報告を受け、委員間で討議した結果、日本原電の社長と意見交換を行ったうえで 8 月 31 日までに設置変更許可申請の一部補正を求めることとした。

その後、原子力規制委員会は、4 月 11 日に日本原電の社長と意見交換を行い、4 月 18 日、日本原電に対して原子炉設置変更許可申請書のうち、敷地内の K 断層の活動性および原子炉建屋直下を通過する破砕帯との連続性に関係する部分について 8 月 31 日までに補正することを求める指導文書を発出した。

（経緯）

令和 2 年 2 月 原子力規制庁は、破砕帯に係る審査の過程において、審査資料の中でボーリング柱状図の記載が説明なく削除・変更されていることを確認した。

令和 2 年 10 月 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合において、日本原電が、原因分析を進めていく方針等を示したことを受け、原子力規制庁は、原子力規制検査の中で、それらの妥当性を確認することとし、立入等を実施（審査会合 2 回、日本原電本店での検査 6 回）

令和 3 年 7 月 原子力規制庁は原子力規制委員に対し経過報告を行い、審査資料作成の過程において、柱状図の位置づけに対する日本原電の関係者間の認識に違いがあったことや、膨大な破砕帯に係るデータを処理するために必要な業務管理が適正に実施できていなかったことが確認されたことなど、原因調査分析状況の確認結果を説明した。

令和 3 年 8 月 原子力規制委員会は「①調査データのトレーサビリティが確保されること、および、②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること」の 2 点が、資料作成プロセスとして構築されているかについて優先的に検査を進めることとし、それらが確認されるまでの間は審査会合を実施しないことを決定した。

令和 4 年 10 月 原子力規制庁は、原子力規制委員会に対し、原子力規制検査の結果、日本原電の改善処置により、調査データのトレーサビリティ等が確保される業務プロセスの構築がなされるとともに、現時点で確認した範囲においては継続的に品質を確保する取り組みがなされていると報告した。これを踏まえ、敦賀 2 号機の審査会合を再開することを決定した。

#### (2) 特定重大事故等対処施設の運用開始等について

[添付—2]

関西電力は、令和 5 年 7 月 14 日に高浜発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設の運用を開始した。

#### (3) 高浜発電所 3、4 号機の運転期間延長認可申請について

（資料 3-1 p.73）

関西電力は、高浜発電所 3、4 号機の特別点検、劣化状況評価の結果を踏まえ施設管理方針を策定し、令和 5 年 4 月 25 日、原子力規制委員会に対し、運転期間を 60 年とする運転期間延長認可申請および 40 年以降の運転を前提とした原子炉施設保安規定変更認可申請を行った。

(4) 高浜発電所3、4号機の蒸気発生器取替計画、高浜発電所保守点検建屋設置計画に係る  
国への申請了承 (資料3-1 p.78)

令和5年4月24日、県および高浜町は、令和4年11月25日に関西電力株式会社から安全協定に基づき提出された、高浜発電所3号機および4号機蒸気発生器取替計画ならびに高浜発電所保守点検建屋設置計画に係る事前了解願いについて、国への手続きを行うことを了承した。

これを受け、関西電力株式会社は、4月25日、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会に対し原子炉設置変更許可申請を行った。

県としては、これらの計画について、今後、国の審査結果等を確認していく。

(5) 高浜発電所1、2号機の再稼働工程等について (資料3-1 p.84)

関西電力は、令和5年5月2日、火災防護(系統分離)対策に係る審査のため、高浜発電所1、2号機の再稼働時期が、それぞれ6月3日および7月15日から遅れる見通しであることを公表した。

その後、県は、令和5年6月21日、関西電力から高浜1号機の再稼働工程について、燃料装荷を6月22日から開始し、7月下旬に原子炉を起動、8月上旬に発送電を開始することとし、再稼働に当たり、これまで実施した集中的な安全確認や総点検に加え、原子力分野以外の技術者による点検を追加して行うとの説明を受けた。

これに対し県は、これまでの再稼働プラント以上に念入りな現場点検を行い、スケジュールありきではなく慎重に作業を進めること等を求めた。

また、高浜2号機については、1号機が定格熱出力一定運転に到達した後、再稼働工程を進めるとの説明を受けた。

(6) 高浜4号機の「PR中性子束急減トリップ」警報発信による原子炉自動停止について

(資料3-1 p.87)

県は、令和5年3月23日、関西電力の水田原子力事業本部長代理と面談し、高浜発電所4号機で1月30日に発生した原子炉自動停止の原因と対策について報告を受けた。

これに対し県は、他プラントへの水平展開を含め再発防止策を徹底し、安全運転に努めることを求めた。

(7) 使用済MOX燃料再処理実証研究に伴う使用済燃料の搬出について (資料3-1 p.90、94)

令和5年6月12日、関西電力の森社長から知事に対し、使用済MOX燃料再処理実証研究の実施に伴い、県内に貯蔵されている使用済MOX燃料約10トンおよび使用済ウラン燃料約190トン、合計約200トンを2020年代後半にフランスへ搬出することを決定したとの報告があった。

その際、森社長は使用済燃料が県外に搬出されるという意味で、中間貯蔵と同等の意義があり、2023年末までの計画地点の確定は達成されたとの認識を示した。また、2030年頃に2,000トンとした中間貯蔵の規模は、原子力発電所9基体制のものであり、現在の7基体制、六ヶ所再処理施設の稼働状況等も考慮し、今後必要に応じて適切な規模に見直していく考えを示した。

その後、6月19日、知事が西村経済産業大臣に対し、令和6年度重点提案・要望を行った際、大臣から中間貯蔵に係る計画地点の確定は果たされたと評価できるとの考えが示され、今後、国の考えもしっかりと説明していくとの発言があった。

6月23日、資源エネルギー庁の小澤次長から県に対し、「GX実現に向けた基本方針」やGX脱炭素電源法の内容、使用済MOX燃料再処理実証研究と関西電力の使用済燃料の県外搬出に対する評価等について説明があった。

これに対し県は、「GX実現に向けた基本方針」、GX脱炭素電源法で示された原子力活用の方針を踏まえ、エネルギー基本計画見直しの議論をできるだけ早期に開始すること等を求めるとともに、関西電力の使用済燃料の搬出について、搬出量200トンへの評価や2030年頃に2,000トン規模で操業開始する計画が確実に実行されるかといった点について、県民には分かりにくく、具体性に乏しいことから、改めて説明するよう求めた。

## (8) 高速増殖原型炉もんじゅについて

(資料 3-1 p. 113)

(もんじゅ廃止措置に係る連絡協議会について)

文部科学省は令和5年5月26日、「もんじゅ廃止措置に係る連絡協議会」を開催し、本年4月から廃止措置計画の第2段階（解体準備期間）となり、6月2日からしゃへい体等の取出し作業を開始すること、7月頃から水・蒸気系等の発電設備の解体撤去に着手すること等を県、敦賀市に説明した。

また、「ふげん」の使用済燃料の仏国への搬出計画について、仏国オラノ社において輸送容器を製造中であるが、調達した材料の特性を踏まえ構成部品の一部の寸法を変更する必要があると、搬出計画を見直す必要があると考えているとの報告があった。文部科学省は、搬出計画の見直しについて、事業者間で協議、検討中であり、遅くとも年内に取りまとめて報告するとしている。なお、搬出計画の見直しに伴う廃止措置計画全体への影響はなく、廃止措置完了時期の変更もないとしている。

これに対し県は、「もんじゅ」の廃止措置を着実に進めるよう、原子力機構を指導・監督すること等を求めるとともに、「ふげん」の使用済燃料搬出計画について、搬出時期の変更は3回目であり県民の不安にもつながると思われることから、関係機関との調整を急ぎ、早期に確実な搬出計画を示すよう求めた。

その後、6月1日、文部科学省と原子力機構から県に対し、しゃへい体等の取出しに使用する機器の点検や動作試験が完了し、6月2日から作業を開始するとの報告があった。これに対し県は、メーカーも含めた対応体制、関係機関への連絡体制などを改めて確認し、万全の体制で臨むこと等を求めた。

## (9) 国のエネルギー政策について

(基本政策分科会について)

令和5年6月28日、知事は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の第53回会合に出席し、エネルギー基本計画をできるだけ早期に見直すこと、原子力の必要性や重要性について電力消費地をはじめとした国民理解を促進すること、六ヶ所再処理工場を「2024年度上期のできるだけ早期」の竣工に向けて政府全体で対応すること、長期保管されている使用済燃料の搬出に向けて国としてどう対応するか考える時期に来ている等の意見を述べた。

(原子力小委員会について)

令和5年7月26日、知事は、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の第36回会合にて示された原子力政策に関する今後の取組みに対し、運転期間の延長について早期に具体的な審査基準を示すこと、既設炉の安全対策投資について早急に具体的な議論を進める必要があること、六ヶ所再処理工場の早期竣工が不可欠であること等の意見書を提出した。

## (10) 県内原子力発電所の稼働実績について（令和4年度）

(資料 3-1 p. 54)

令和4年度（2022年度）における県内原子力発電所（8基：773.8万kW）の稼働実績は、発電電力量約279.3億kWh、設備利用率は41.2%であった。このうち、稼働プラント5基（美浜3号機、大飯3、4号機、高浜3、4号機）の設備利用率は64.7%であった。

## 4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象はなかった。

《添付資料》

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況

(p. 添付 1-1)

2. 特定重大事故等対処施設の運用開始について

(p. 添付 2-1)

## 原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課

令和5年7月27日現在

## 1. 運転中のプラント（設備容量 8基計 773.8万kW）

発電所名	項目	現状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			令和5年度	運開後累計	令和5年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23.8.29～未定)	0.0	52.0	0.0	1,922.9
			0.0	52.0		
関西電力(株) 美浜発電所	3号機	運転中 (起動：R4.8.30、並列：R4.9.1 営業運転再開：R4.9.26)	105.2	55.3	18.9	1,866.2
			100.0	55.7		
関西電力(株) 大飯発電所	3号機	運転中 (起動：R4.12.16、並列：R4.12.18 営業運転再開：R5.1.12)	103.4	65.9	26.6	2,150.4
	4号機		103.4	70.7		
関西電力(株) 高浜発電所	1号機	定期検査中 (H23.1.10～R5.6月上旬予定*)	0.0	52.2	0.0	1,838.6
	2号機		0.0	52.8		
関西電力(株) 高浜発電所	3号機	運転中 (起動：R4.7.24、並列：R4.7.26 営業運転再開：R4.8.19)	105.4	70.7	20.0	2,071.9
	4号機		105.9	70.3		
合計			66.5	60.6	112.4	15,933.2
			62.5	60.1		

\*：並列予定日

(注1) 利用率・稼働率・電力量は令和5年6月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

$$\text{(上段) 設備利用率} = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

$$\text{(下段) 時間稼働率} = \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

## 2. 各発電所の特記事項（令和5年3月17日～7月27日）

### （1）運転中のプラント

発電所名	状況
美浜3号機	運転中（R4. 9. 26 ～） ・原子炉起動（R4. 8. 30 13:00）、並列（R4. 9. 1 20:20）、営業運転開始（R4. 9. 26 14:30） ・次回定期検査の予定（R5. 10 下旬）
大飯3号機	運転中（R5. 1. 12 ～） ・原子炉起動（R4. 12. 16 21:00）、並列（R4. 12. 18 19:10）、営業運転開始（R5. 1. 12 15:30） ・次回定期検査の予定（R6. 2 中旬）
大飯4号機	運転中（R4. 8. 12 ～） ・原子炉起動（R4. 7. 15 21:00）、並列（R4. 7. 17 17:00）、営業運転開始（R4. 8. 12 15:00） ・次回定期検査の予定（R5. 8 下旬）
高浜3号機	運転中（R4. 8. 19 ～） ・原子炉起動（R4. 7. 24 6:00）、並列（R4. 7. 26 17:00）、営業運転開始（R4. 8. 19 16:30） ・次回定期検査の予定（R5. 9 中旬）
高浜4号機	運転中（R5. 3. 25 ～） ・原子炉停止（R5. 1. 30 15:21）「PR中性子束急減トリップ」警報により自動停止 発電停止（R5. 1. 30 15:22） ・原子炉起動（R5. 3. 24 16:30）、発電再開（2023. 3. 25 17:01） ・次回定期検査の予定（R5. 12 中旬）

### （2）停止中のプラント

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23. 8. 29 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 7 17:00）、原子炉停止（H23. 5. 7 20:00） 安全性向上対策工事（完了時期未定）
高浜1号機	第27回定期検査中（H23. 1. 10 ～ R5. 8 下旬予定） ・発電停止（H23. 1. 10 10:03）、原子炉停止（H23. 1. 10 12:20） 特定重大事故等対処施設運用開始（R5. 7. 14 完了）〔設置期限 R3. 6. 9〕
高浜2号機	第27回定期検査中（H23. 11. 25 ～ R5. 10 中旬予定） ・発電停止（H23. 11. 25 23:02）、原子炉停止（H23. 11. 26 2:26） 特定重大事故等対処施設運用開始（R5. 8 下旬予定）〔設置期限 R3. 6. 9〕

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	状況
敦賀 1号機	廃止措置中 (H29. 4. 19 ~ ) ・薬液注入ポンプ他の解体撤去作業 (R4. 12. 1 ~ R5. 3. 24) 第5回定期事業者検査中 (R4. 11. 7 ~ R5. 8 月上旬予定)
美浜 1号機 美浜 2号機	廃止措置中 (H29. 4. 19 ~ ) ・2次系設備の解体撤去作業中 (1号 H30. 4. 2 ~ 、2号 H30. 3. 12 ~ ) ・原子炉周辺設備の解体撤去作業中 (R4. 10. 24 ~ )
大飯 1号機 大飯 2号機	廃止措置中 (R元. 12. 11 ~ ) ・2次系設備の解体撤去作業中 (R2. 4. 1 ~ ) ・残存放射能調査作業中 (1号機 R4. 8. 1 ~ 、2号機 R4. 7. 15 ~ ) 第2回定期事業者検査* (1号機 R4. 7. 6 ~ 未定) ※放射性廃棄物の廃棄設備である廃樹脂処理装置の検査の中で取替えることとした部品の製造が11月完了予定であり、その後、取替えを行う。
もんじゅ	廃止措置中 (H30. 3. 28 ~ ) ・原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中 (R5. 6. 2 ~ ) ・水・蒸気系等発電設備の解体撤去作業中 (R5. 7. 3 ~ ) 第3回定期事業者検査中 (R4. 12. 13 ~ R5. 10 下旬予定)
ふげん	廃止措置中 (H20. 2. 12 ~ ) ・原子炉補助建屋内機器等の解体撤去作業中 (R4. 10. 31 ~ ) ・原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中 (R4. 12. 26 ~ ) 第3回定期事業者検査中 (R4. 10. 3 ~ R5. 3 下旬予定)

3. 原子力規制委員会への申請状況 (令和5年7月27日時点)

(1) 新規制基準適合性に係る申請を行ったプラント

発電所		申請		申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀	2号機	原子炉設置変更許可		H27. 11. 5	—	—
		工事計画認可		—	—	—
		保安規定変更認可		H27. 11. 5	—	—
美浜	3号機	原子炉設置変更許可		H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5
		工事計画認可		H27. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26
		保安規定変更認可		H27. 3. 17	R元. 7. 31	R 2. 2. 27
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18 H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24
		工事計画認可		H25. 7. 8 H25. 8. 5*1	H28. 12. 1, H29. 4. 26 H29. 6. 26, H29. 7. 18 H29. 8. 15	H29. 8. 25
		保安規定変更認可		H25. 7. 8	H28. 12. 1, H29. 8. 25	H29. 9. 1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可		H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10 H28. 4. 12	H28. 4. 20
		工事計画認可		H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 5. 27	H28. 6. 10
		保安規定変更認可		R元. 7. 31	—	R 3. 2. 15
	3、4号機	原子炉設置変更許可		H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1 H27. 1. 28	H27. 2. 12
		工事計画認可	3号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5*2	H27. 2. 2, H27. 4. 15 H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			4号機	H25. 7. 8 H25. 8. 5*2	H27. 2. 2, H27. 4. 15 H27. 9. 29	H27. 10. 9
		保安規定変更認可		H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9
	1~4号機	原子炉設置変更許可*3		R元. 9. 26	R 2. 8. 20	R 2. 12. 2
工事計画認可*3		R 2. 10. 16	—	R 3. 2. 8		

\*1 : H28. 12. 1の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた

\*2 : H27. 2. 2の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた

\*3 : 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの

特定重大事故等対処施設の設置\*1

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	設置期限日	
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H30. 4. 20	R 2. 4. 1, R 2. 5. 22	R 2. 7. 8	運用開始 R 4. 7. 28	
		工事計画認可	R 2. 7. 10	R 3. 3. 24, R 3. 3. 31	R 3. 4. 6		
		保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24, R 4. 3. 24	R 4. 3. 25		
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H31. 3. 8	R元. 12. 26, R 2. 2. 5	R 2. 2. 26	3号運用開始 R 4. 12. 8 4号運用開始 R 4. 8. 10	
		工事計画認可*2	R 2. 3. 6	R 2. 4. 14, R 2. 12. 14	R 2. 12. 22		
			R 2. 8. 26	R 3. 4. 30, R 3. 8. 13	R 3. 8. 24		
保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24	R 4. 3. 24				
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H28. 12. 22	H29. 4. 26, H29. 12. 15	H30. 3. 7	1号運用開始 R 5. 7. 14 2号設置期限 R 3. 6. 9	
		工事計画認可*2	H30. 3. 8	H30. 10. 5, H31. 2. 19, H31. 3. 20 H31. 4. 9, H31. 4. 19	H31. 4. 25		
			H30. 11. 16	R元. 5. 31, R元. 8. 2, R元. 8. 21	R元. 9. 13		
			H31. 3. 15	R元. 8. 2, R元. 9. 27	R元. 10. 24		
	保安規定変更認可	R元. 5. 31	R元. 12. 25, R 2. 2. 13	R 2. 2. 20			
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21		3号運用開始 R 2. 12. 11 4号運用開始 R 3. 3. 25
		工事計画認可	H29. 4. 26	H30. 12. 21, H31. 4. 26, R元. 7. 17 R元. 7. 30	R元. 8. 7		
保安規定変更認可		R 2. 4. 17	R 2. 9. 8, R 2. 9. 17, R 2. 9. 28	R 2. 10. 7			

\*1：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設

本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている

\*2：複数回に分けて申請

□：前回の協議会（令和5年3月16日）以降に変更のあったもの

(2) 運転期間の延長に係る申請を行ったプラント

発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	運転期間延長認可（運転期間60年）*	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 11. 26	H28. 3. 10, H28. 5. 31 H28. 8. 26, H28. 10. 28	H28. 11. 16
高浜	1、2号機	運転期間延長認可（運転期間60年）*	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	H27. 4. 30	H27. 7. 3, H27. 11. 16 H28. 2. 29, H28. 4. 27 H28. 6. 13	H28. 6. 20
	3、4号機	運転期間延長認可（運転期間60年）*	R 5. 4. 25	—	—
		保安規定変更認可（高経年化技術評価など）	R 5. 4. 25	—	—

\*：原子炉等規制法において、運転期間は40年とされているが、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けることで、1回に限り20年を上限として延長が可能とされている。

□：前回の協議会（令和5年3月16日）以降に申請書や補正書が提出または認可されたもの

4. 燃料輸送実績（令和5年3月17日～7月27日）

<新燃料輸送>

なし

<使用済燃料輸送>

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和5年3月17日～7月27日）

発電所名	概要
高浜発電所	青森県の日本原燃(株)低レベル放射性廃棄物埋設センターに、均質固化体320本、充填固化体1,200本（輸送容器190個）を搬出 (R5. 3. 19 発電所出港)



## 高浜発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設の運用開始について

2023年7月14日  
関西電力株式会社

当社は、本日、高浜発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設<sup>※</sup>の運用を開始しました。

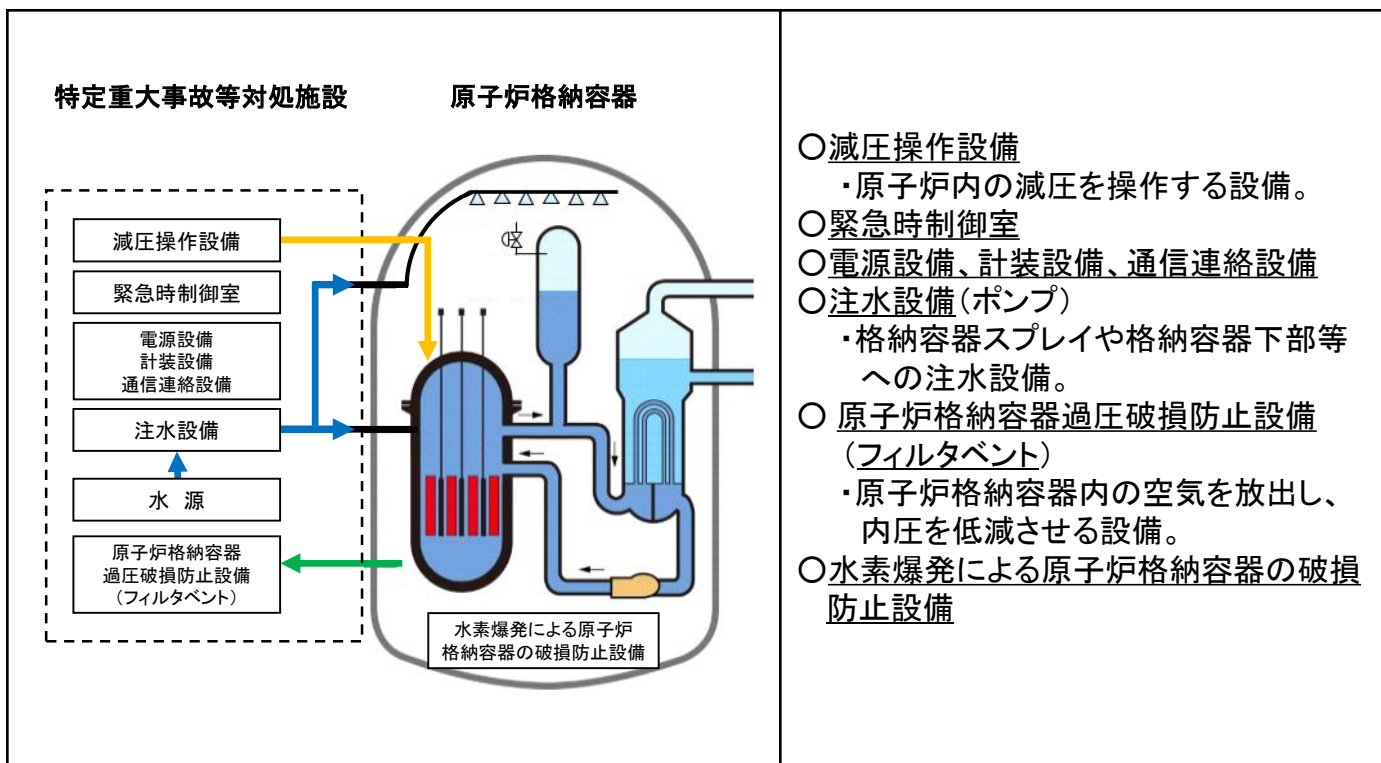
今後も引き続き、規制の枠組みにとどまることなく、原子力発電の自主的かつ継続的な安全性向上対策を進めてまいります。

※原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設です。「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可後 5 年という経過措置期間（法定猶予期間）内に設置が求められています。

以 上

添付資料：高浜発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設について

## <特定重大事故等対処施設を構成する設備概要>



※特定重大事故等対処施設は、規制基準において、原子炉建屋と可能な限り離隔距離(例えば100m以上)を確保することで、故意による大型航空機の衝突等の重大事故に対処するための機能が損なわれないものと定められています。

## <高浜1号機の特定重大事故等対処施設の設置に係る許認可状況>

申請	申請日	許認可日
原子炉設置変更許可申請	2016. 12. 22	2018. 3. 7
工事計画認可申請	(第1回) 2018. 3. 8 (第2回) 2018. 11. 16 (第3回) 2019. 3. 15 (第4回) 2019. 5. 31	(第1回) 2019. 4. 25 (第2回) 2019. 9. 13 (第3回) 2019. 10. 24 (第4回) 2020. 2. 20
保安規定変更認可申請	2022. 5. 23	2023. 1. 13
使用前検査申請	(第1回) 2019. 7. 9 (第2回) 2019. 10. 17 (第3回) 2019. 11. 12 (第4回) 2020. 2. 27	2023. 7. 14